

# 建設コンサルタント技術管理者認定 申請の手引き

令和4年11月

国土交通省不動産・建設経済局  
建設市場整備課  
専門工事業・建設関連業振興室

## 内容

<b>1. 建設コンサルタント技術管理者認定制度の概要</b> .....	3
<b>2. 認定申請の要件等について</b> .....	3
(1) 申請要件.....	3
(2) 申請不可要件.....	4
(3) 認定後の注意点 .....	5
<b>3. 申請から認定までの流れ</b> .....	5
<b>4. 申請の期間</b> .....	5
<b>5. 申請に必要な書類等</b> .....	6
<b>6. 申請書類の記載方法等</b> .....	7
(1) 別添4：実務経験証明書について .....	7
(2) 別添4 実務経験年数記載以外について .....	11
<b>7. 審査基準</b> .....	18
<b>8. 申請書類の提出先・問い合わせ先</b> .....	21
(1) 申請書類の提出先 .....	21
(2) 問い合わせ先.....	21

## 1. 建設コンサルタント技術管理者認定制度の概要

建設コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条により登録を受けようとする建設コンサルタントは、登録規程第3条第1号により登録を受けようとする部門ごとに当該登録部門に係る技術上の管理をつかさどる専任の者（以下「技術管理者」という。）を置かなければなりません。技術管理者については、原則として登録規程第3条第1号イに定める技術士等としていますが、登録規程第3条第1号ロにより、技術士等と同程度の知識及び技術を有する者として国土交通大臣に認定された者を技術管理者として置くこともできます。

建設コンサルタント技術管理者認定とは、当該登録部門における一定の実務経験を有している者について、国土交通大臣が技術士等と同等の知識及び技術を有する者として認定する制度です。

## 2. 認定申請の要件等について

認定申請の要件等は、登録規程の解釈及び運用の方針（以下「解釈及び運用の方針」という。）に規定していますので、申請前にご一読ください。

### （1）申請要件

○所属する技術者が以下のいずれかに該当すると判断された場合は認定されます。

1)	申請する部門の業務に関し、実務経験を30年以上有するとき。	解釈及び運用の方針 2(3)③イ
2)	大学又は高等専門学校を卒業後、申請する部門の業務に関し、実務経験を20年以上有するとき。	解釈及び運用の方針 2(3)③ロ
3)	申請する部門以外の部門で技術士登録を受けている者が、申請する部門の業務に関し、実務経験を10年以上有するとき。	解釈及び運用の方針 2(3)③ハ
4)	申請する部門の「RCCM資格試験」に合格し、その登録を受けている者で、（試験合格後）技術管理者又は技術士の指導 <sup>※1</sup> のもとで当該部門の業務に関し、技術上の管理を行う業務 <sup>※2</sup> の実務経験を5年以上有するとき。	解釈及び運用の方針 2(3)③ニ
※1：技術管理者又は技術士の指導とは、申請する部門若しくは申請する部門以外の技術士又は技術管理者から、業務の技術上の管理に関する指導を受けたことを意味します。 また、指導を受けた技術管理者又は技術士が、申請時点で建設コンサルタントに所属している場合は、解釈及び運用の方針2(3)②イの申請不可要件に該当しないかご確認ください。		
※2：技術上の管理を行う業務とは原則、管理技術者、照査技術者又は主任技術者が行う業務とします。		

## (2) 申請不可要件

○以下3点のいずれかに該当する場合は、認定申請を行うことができません。

1)	認定申請を行おうとする部門に技術管理者としての要件を満たす者（登録規程別表の要件に該当する者又は技術管理者として認定された者（以下「要件を満たす者」という。））が、既に所属している場合	解釈及び運用の方針 2（3）②イ
<p><b>【例外】</b></p> <p>①要件を満たす者が、既に他部門の技術管理者として登録されている場合。</p> <p>②認定申請を行う部門の技術管理者が、退職等の理由によって、技術管理者として勤務できない場合。</p> <p style="padding-left: 40px;">※この場合誓約書の提出が必要となりますので、各地方整備局等の担当までご相談ください。</p> <p>②-1 退職等の理由とは、退職又は病気・育児・介護等によりやむなく常勤性を欠く状態となることで、会社の人事上の都合は含みません。</p> <p>②-2 退職により全ての部門の技術管理者が認定申請による認定技術者となる場合は、建設コンサルタント登録の要件を欠くこととなります。</p>		
2)	認定を受けようとする建設コンサルタントの全ての技術管理者が、各登録部門に対応する技術士等でない場合	解釈及び運用の方針 2（3）②ロ
3)	認定を受けようとする建設コンサルタントに技術管理者がいない場合（建設コンサルタント登録を受けていない場合）	解釈及び運用の方針 2（3）②ハ
<p><b>【注意事項】</b></p>		

### ○その他の注意事項

- ・ 同一の技術者が複数部門の認定申請を行うことや、複数の技術者が同一部門の認定申請を行うことはできません。
- ・ 認定申請を行う建設コンサルタントに所属していない技術者については、認定申請はできません。
- ・ 申請時点で公務員・団体職員である技術者については、申請を行うことはできません。

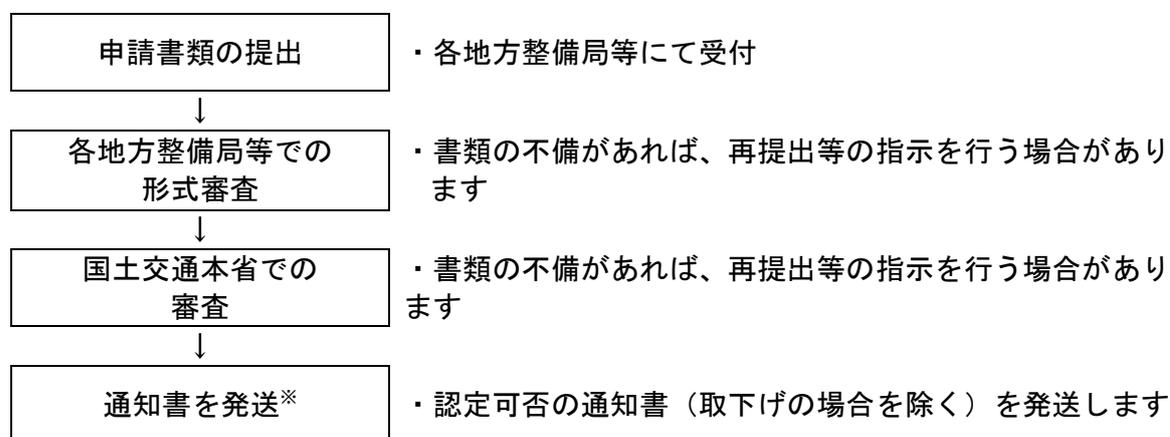
### (3) 認定後の注意点

○認定された後、以下のいずれかに該当する場合は、認定の効力は失われます。

1)	認定を受けた後、1年以内に技術管理者として登録しないとき。	解釈及び運用の方針 2(3)⑩
2)	認定を受けた後、その建設コンサルタントを退職したとき <sup>※1</sup> 。 ※1：認定は個人ではなく、建設コンサルタントに行うものであり、認定を受けた者が、他の登録業者に移籍した場合は、その効力を失います。	
3)	登録規程第7条第1項に基づく現況報告書の「過去に認定された経歴を有する者の一覧表」に記載がないとき。	
4)	全登録部門の技術管理者が認定を受けた技術者（以下「認定技術者」という。）だけとなったとき <sup>※2</sup> 。 ※2：すべての登録部門の技術管理者が認定技術者となった場合、登録の要件を欠くことになり、登録は消除されます。	

### 3. 申請から認定までの流れ

申請から認定までの流れは以下のとおりです。



※認定可否に関する通知書の発送については、概ね翌年2月頃を予定しています。

### 4. 申請の期間

申請の期間は、毎年7月1日から7月31日（必着）までです<sup>※</sup>。  
ただし、7月31日が休日の場合は、直後の開庁日（平日）までとします。

※解釈及び運用の方針2(3)④

## 5. 申請に必要な書類等

○申請に必要な書類は、以下のとおりです。

必要書類		申請区分	イ※1 30年	ロ※1 20年	ハ※1 10年	ニ※1 5年	備考
申請書類	第1号様式		○	○	○	○	表紙
	別添1		○	○	○	○	申請書概要調書
	別添2		○	○	○	○	経歴書（その1）
	別添3		○	○	○	○	経歴書（その2）
	別添4		○	○	○	○	実務経験証明書
	第2号様式					○	管理技術者等実務経験証明書
添付書類	住民票（原本）		○	○	○	○	本籍地記載・マイナンバー不記載
	卒業証明書（原本）			○			
	技術士登録等証明書（写）				○		
	RCCM登録等証明書（写）					○	RCCM登録証とは異なる
	実務経験チェック表		○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	※2 マクロ機能を使用して作成した場合は不要
	通知書返信用封筒（角形2号）		○	○	○	○	切手貼付・宛名記載

※1 解釈及び運用の方針2(3)③

○申請に必要な書類の入手方法

- ・申請に必要な書類の様式は、国土交通省HPより入手ください。

URL [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000032.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000032.html)

国土交通省 技術管理者 認定

検索

○申請にあたっての注意事項

- ・書類の提出部数は、申請書類・添付書類共に、正1部・副1部です。
- ・申請書類と添付書類は、それぞれ別にホチキス又はクリップ止めて提出ください。

## 6. 申請書類の記載方法等

### (1) 別添4：実務経験証明書について

○「別添4：実務経験証明書」の記載にあたっては、以下を参考としてください。例年、記入漏れ等が多くありますので、内容を確認のうえ、作成ください。

#### 1) 期間

期間の欄は、各業務の実際の実務期間を記載してください。実務経験年数と一致しなくても構いません。

#### 2) 実務経験年数

実務経験年数欄に記載する期間は、「業務の内容」に記載された業務について、他の業務に一切関わることなく、その業務に専任して従事した期間です。1ヶ月から12ヶ月の範囲内で月単位で記載してください。1ヶ月に満たない実務経験、1年を超える実務経験は実務経験として認められません。少数点表示の記載も実務経験年数として認められません。

(国債業務や繰り越し業務で1年を超える業務について記載する場合、複数行に分けた上で、各行には各年度ごとの業務の内容を記載して下さい。その際、年度毎の業務の内容の違いがわかるよう明記して下さい)。

#### 【不適切な記載の例】

- ・ 0.5月などの少数点表示
- ・ 1年1月、2年0ヶ月などの1年を超える表示。

前述のとおり、実務経験年数はその業務に専任して従事した期間となりますので、他業務を行った期間と重複することはありません。

例えば、下記のように10ヶ月の間にA業務・B業務・C業務3件の業務を担当していたとして、A～Cの契約期間に重複する期間があることは許されますが、A～C業務の実務経験年数の合計が10ヶ月を超えることは許されません。

#### (実務経験年数が不適切な例)

実務経験証明書						
期間		実務経験年数	業務の内容	契約相手方の名称	契約金額(千円)	認定対象者の氏名
自 H30年8月	至 H31年3月	年 3 月	(株)〇〇 〇〇部 〇〇 照査技術者 〇〇地区詳細設計業務・・・	〇〇〇〇	〇〇〇〇	国土交通 太郎
自 H30年8月	至 H31年3月	年 3 月	(株)〇〇 〇〇部 〇〇 管理技術者 △△地区詳細設計業務・・・	△△△△	△△△△	
自 H30年8月	至 R元 年 5月	年 6 月	(株)〇〇 〇〇部 〇〇 担当技術者 □□地区詳細設計業務・・・	□□□□	□□□□	

2の誤り

重複してもよい。

5の誤り



(⑥登録部門ごとに求められる記載が必要な業務の諸元)

部門	記載が必要な諸元の例
河川、砂防及び 海岸・海洋部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の名称、水系名、級</li> <li>・ 河川管理施設の名称（種類）、規模（延長、高さ等）</li> <li>・ ダムの種類、名称、諸元（高さ等）</li> <li>・ 砂防施設の種類、名称、規模（延長、高さ等）</li> <li>・ 水局海岸の名称</li> <li>・ 水局海岸の海岸保全施設の名称、規模（延長等）</li> </ul>
港湾及び空港部 門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾の名称</li> <li>・ 港湾施設の名称、規模（延長等）</li> <li>・ 空港の名称</li> <li>・ 空港施設の名称、規模（延長等）</li> <li>・ 港湾海岸の名称</li> <li>・ 港湾海岸の海岸保全施設の名称、規模（延長等）</li> </ul>
電力土木部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電用施設の名称、規模（延長、高さ等）</li> </ul>
道路部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の名称（種類）、種・級区分</li> <li>・ 道路の規模（延長、幅員等）</li> <li>・ 構造物の名称、規模（延長、高さ等）</li> </ul>
鉄道部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道路線における駅あるいは駅間、踏切、車両基地、停車場、操作場の名称</li> <li>・ 土木施設の名称、規模（延長等）</li> <li>・ 電気施設の名称、規模（延長等）</li> </ul>
上水道及び工業 用水道部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道の名称、種類</li> <li>・ 水道施設の種類、名称</li> <li>・ 構造物の種類、名称、規模（径、延長、高さ等）</li> </ul>
下水道部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の名称、排除区分</li> <li>・ 下水処理施設の種類、名称</li> <li>・ 構造物の種類、名称、規模（径、延長、高さ等）</li> </ul>
農業土木部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんがい施設の名称、規模（延長、高さ等）</li> </ul>
森林土木部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山施設の種類、名称、規模（延長、高さ等）</li> <li>・ 林道の名称（種類）、規模（延長、幅員等）</li> </ul>

水産土木部門	・漁港の名称 ・漁港施設の名称、規模（延長等） ・漁港海岸の名称 ・漁港海岸の海岸保全施設の名称、規模（延長等）
廃棄物部門	・廃棄物処理施設の名称、規模（処理面積、処理容量等）
造園部門	・公園・緑地等の種類、名称、規模（面積等）
都市計画及び地方計画部門	・調査・計画等の種類、名称、規模（面積等）
地質部門	・地質調査の種類、名称、規模（数量、深度）
土質及び基礎部門	・構造物の種類、名称、規模（延長、高さ、材質等）
鋼構造及びコンクリート部門	・構造物の種類、名称、規模（延長、高さ、材質等）
トンネル部門	・トンネルの種類、名称、規模（延長、幅員、高さ等） ・構造物の種類、名称、規模（延長、高さ、材質等）
施工計画、施工設備及び積算部門	・構造物の種類、名称、規模（延長、高さ等） ・構造物の施工計画・施工方法に係る検討内容
建設環境部門	・調査・計画等の種類、名称、規模（面積等）
機械部門	・機械設備の種類、名称、規模（延長、幅員、高さ等）
電気電子部門	・電気通信施設・設備の種類、名称、規模（延長、高さ等）

#### 4) 契約の相手方の名称及び契約金額欄

##### イ) 「契約の相手方の名称」

「契約の相手方の名称」欄は、契約の相手方の名称を記載してください。なお、直営業務（請負・外注せず自ら実施した業務）や社内業務等については、直営業務等と分かるよう記載してください。

##### ロ) 「契約金額」

「契約金額」欄は、契約金額を千円単位で記載してください。なお、直営業務（請負・外注せず自ら実施した業務）や社内業務等については、直営業務等と分かるよう記載してください。

##### ※公務員・団体職員だった者の記載

発注した業務の担当として、所管したものを記載してください。なお、直営業務（請負・外注せず自ら実施した業務）の場合の記載は、上記のとおりです。

(2) 別添4 実務経験年数記載以外について

第1号様式

第1号様式(第3条第1号ロ)

(用紙A4)

正副の別
正

正又は副を記載する。

技術管理者認定申請書

建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けるため、下記の者が同規程第3条第1号ロに該当するものであることの認定を申請します。

提出(ポストに投函する)する年月日を記載する。

令和 1 年 7 月 1 日

国土交通大臣 殿

東京都千代田区霞が関2-1-3  
 申請者 株式会社 国土交通  
 代表取締役 国土交通 太郎

建設コンサルタント登録の情報と同じ、住所、商号又は名称、代表者の氏名を記載。  
 代表者の押印は不要。

記

登録を受けようとする登録部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門		
(ふりがな) 認定対象者の氏名	こくどこうつう たろう 国土交通 太郎	住所	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
生年月日	S49 年 11 月 7 日生	最終学校名及び学科名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科
		卒業修了年月	H6 年 3 月 卒業 修了
添付書類	申請者概要調書	別添1のとおり	
	経歴書(その1)	別添2のとおり	
	経歴書(その2)	別添3のとおり	
	実務経験証明書	別添4のとおり	

建設コンサルタント登録規程の「別表」に係る登録部門名を記載する。

取扱責任者	氏名	〇〇 〇〇
	所属部課名	営業部営業第一課
	電話番号	03-1234-1234
	FAX番号	03-1234-1235

審査担当者からの問い合わせに対応できる者を記載する。

記載要領

技術管理者認定申請書には、法人、個人の場合とも申請者概要調書、経歴書(その1)、経歴書(その2)及び実務経験証明書を添付すること。

# 別添 1

(第1号様式 (第3条第1号口))

別添 1

(用紙A4)

## 申請書概要調書

令和 1 年 7 月 1 日現在

商号又は名称 (ふりがな) かぶしがいいしゃ こくどうこうつう 株式会社 国土交通	所在地 東京都千代田区霞が関2-1-3			
代表者の氏名 (ふりがな) こくど こうつうたろう 代表取締役 国土交通 太郎	創業年月日 H1 年 4 月 1 日			
役員数及び 職員数	役員 5 人	技術職員 3 人	事務職員 2 人	合計 10 人
資本金 10,000 千円	自己資本額 50,000 千円			
営業の種類 (登録等受けているときは、その登録番号等を記入する。)	売上高 (自平成 31 年 4 月 1 日 至令和 1 年 3 月 31 日)			
建設コンサルタント (建 01 第 1234 号)	建設コンサルタント 5,300 千円			
地質調査業 (質 01 第 567 号)	地質調査業 2,300 千円			
測量業 (登録第 ( 2 ) - 89101 号)	測量業 4,800 千円			
建設業 (許可 ( - ) 第 号)	建設業 千円			
	その他 千円			
	合計 12,400 千円			
所属している 団体名	一般社団法人〇〇コンサルタンツ協会			

本調書作成日を記載

提出済の直近現況報告書の数値と一致しているか確認すること。変更がある場合は、変更届書の提出が必要。

提出済の直近現況報告書と一致するか確認すること。

提出済の直近現況報告書の時点を記入すること。

提出済の直近現況報告書と一致するか確認すること。また、建設コンサルタント以外の他業についても、提出済の現況報告書等の数値と一致するか確認すること。

### 記載要領

- 「資本金」の欄は、法人である場合のみ記載すること。
- 「自己資本額」の欄は、法人、個人ともに貸借対照表における純資産合計の額を記載すること。
- 「売上高」の欄は、直前の営業年度におけるものを記載すること。
- 「所属している団体名」の欄は、建設コンサルタントの組織する団体に所属している場合のみ記載すること。

## 別添2

第1号様式(第3条第1号ロ)

(用紙A4)

別添2

### 経 歴 書 (その1)

認定を受けようとする登録部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門		
認定対象者の氏名	国土交通 太郎		
生年月日	S49年11月7日生		
最終学校名及び学科名	〇〇大学〇〇学部〇〇学科		
卒業・修了年月	H6年3月	卒業	卒業
		修了	修了
他の企業での兼務状況		その他取得している資格	
企業名及び役職名	勤務の形態	資格の名称	取得年月日
なし		なし	

認定申請する部門に対応する技術士登録以外の登録を受けている場合も記入する。  
 なお、複数の登録を受けている場合は、経験年数が最も多いものを記入する。

認定申請する部門に対応するRC CMの登録を受けている場合は、必ず記載する。

認定申請する技術者が他の企業と兼務している場合は、必ず記載する。兼務がない場合は「なし」と記入する。

一級建築士、一級土木施工管理技士等、建設コンサルタント業務に関係する一級以上の資格を有する場合に記載する。

#### 記載要領

「その他取得している資格」の欄には、建築士、土木施工管理技士等の資格がある場合に記載すること。

### 別添3

(第1号様式(第3条第1号ロ))

別添3

(用紙4)

### 経 歴 書 (その2)

		認定対象者の氏名 国土交通 太郎	
在 職 期 間	在 職 年 数	経 歴 (企業名、所属部課名及び役職名)	左のうち実務 経 験 年 数
自 S53 年 4 月 至 S59 年 3 月	6 年 月	株式会社 ○○コンサルタント 技術部○○課 ○○担当	5 年 1 月
自 S59 年 4 月 至 S62 年 3 月	3 年 月	株式会社 ○○設計 (商号変更) 技術管理部○○課 ○○担当	2 年 5 月
自 平成9 年 4 月 至 平成11 年 7 月	4 年 月	株式会社 ○○測量設計 ○○課○○係 ○○係長	年 8 月
自 平成11 年 8 月 至 平成14 年 3 月	4 年 月	株式会社 ○○測量設計 △△課○○課課長 △△係長	年 月
自 平成14 年 4 月 至 平成20 年 3 月	6 年 月	□□コンサルタント株式会社 管理技術部○○課 ○○課長代理	年 月
自 平成20 年 4 月 至 平成25 年 3 月	5 年 月	□□コンサルタント株式会社 管理技術部○○課 ○○課長	年 月
自 平成25 年 4 月 至 平成28 年 3 月	3 年 月	株式会社○×設計 設計部 課長	1 年 月
自 平成29 年 4 月 至 平成31 年 6 月	2 年 3 月	株式会社 △△土木コンサルタント 取締役	年 月
自 年 月 至 年 月	年 月		年 月
自 年 月 至 年 月	年 月		年 月
合 計	33 年 3 月		9 年 2 月

企業名、所属部課名及び役職名  
が変わるごとに行を改めて記載す  
る。

在職年数のうち、認定を受けよう  
とする実務経験年数(別添4「実  
務経験証明書」の記載する年数)  
を記載する。

別添4「実務経験証明書」に記載  
した実務経験年数の合計と一致  
する。  
複数ページにわたる場合は、最終  
ページは累計を、それ以外のペー  
ジにはページ内の合計を記載す  
る。

記載要領

- 1 企業名、所属部課名又は役職名が変わるごとに行を改めて記載すること。

# 別添4

(第1号様式(第3条第1号口))

別添4

(用紙A4)

## 実務経験証明書

建設コンサルタント技術管理者認定の手引き「6. 申請書類の記載について」を参照のこと。

認定対象者の氏名		国土交通 太郎		
期 間	実務経験年数	業 務 の 内 容	契約相手方の 名 称	契約金額 (千円)
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
自 年 月 至 年 月	年 月			
小 計 (累 計)	年 月 ( 年 月)			

証 明 欄	上記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明する。	証明者と被証明者との関係 (証明を得ることができないときはその理由)
	令和 1 年 7 月 1 日 証明者 (株)△△コンサル 代表取締役 △△ △△	元雇用主と元被雇用者

証明を得ることができない場合、会社倒産のためなど、事実が確認できるよう具体的に記載すること。

記載要領

- 「業務の内容」の欄は、工事の調査、設計、監理等の業務に関し、その名称又は内容、従事していた業務上の立場等を詳細に記載すること。
- RCCMを認定の要件とする場合は、管理技術者、主任技術者等として従事した業務についてのみ記載すること。

真正性を確認するため、実務経験証明を行った者の所属部署名、役職名、氏名、連絡先を記載すること

(株)△△コンサル 人事部 人事課長 国土太郎  
電話番号: 000-0000-0000 メールアドレス: xxx@xxx.co.jp

## 第2号様式

第2号様式(第3条第1号ロ)

(用紙A4)

### 管理技術者等実務経験証明書

		認定対象者の氏名	国土交通 太郎
期 間	実務経験年数	主 な 業 務 の 内 容	
H25 年 4 月 から H28 年 3 月 まで	1 年 月	企業名：(株)〇×設計、職名：技術部課長、契約名：〇〇川護岸測量設計委託、契約の相手方：〇〇県〇〇市役所、契約金額：契約金額〇〇万円、契約の期間：H26.4～H27.3、工事の規模：〇〇水系一級河川〇〇川連積ブロック護岸詳細設計(兩岸計L=60、H=5m)、カワセミ営巣ブロック配置計画、川面側堤脚部遊歩道設計、スロープ1箇所、本人の役割：管理技術者	
年 月 から 年 月 まで	年 月		
合 計	1 年 月		
上記の者が上記のとおり土木設計等委託契約書の履行业務の技術上の管理を行う業務の経験を有することを証明します。			
令和 1 年 6 月 30 日			
		技術士氏名	建設 二郎
		技術士登録番号	〇〇 〇〇
		合格した技術部門の名称	建設部門
		選択科目	河川、砂防及び海岸・海洋部門
証明を得ることができない場合の理由			

下段記載要領をよく確認し、実務経験職務経歴書より主な業務を抜き出して記載ください。

証明を行う技術士が、申請部門の技術士で、かつ認定申請を行う社に在籍している場合は、別部門の技術管理者を除いて、基本的に認定申請できませんので、ご注意ください。(証明を行う技術士が別部門の技術管理者となっている場合を除く。)

#### 記載要領

- 1 本証明書は、証明をする技術士又は技術管理者ごとに作成して下さい。
- 2 「主な業務の内容」の欄は、企業名、職名及び本人が管理技術者等として従事した主な調査、設計、監理等の業務に関する契約名、契約の相手方、契約金額、契約期間、工事の規模、本人の業務上の役割について簡潔に記載して下さい。
- 3 同一の技術士又は技術管理者のもとであっても、認定対象者が企業、所属部課、役職が変わった場合には、欄を改めて記載して下さい。
- 4 証明者が技術管理者の場合については、「技術士氏名」を技術管理者氏名と読替えて、以下に従って記載して下さい。
  - ①一級建築士の場合は、「技術士氏名」には一級建築士の氏名を、「技術士登録番号」には一級建築士の登録番号を記載するものとし、「合格した技術部門の名称」には一級建築士と記載して下さい。なお、「選択科目」は空欄として下さい。
  - ②認定技術管理者の場合は、「技術士氏名」は認定技術管理者の氏名を、「技術士登録番号」には当該者が所属する建設コンサルタントの登録番号を、「合格した技術部門の名称」には当該者が技術管理者になっている登録部門名を、「選択科目」には認定技術管理者と記載して下さい。
- 5 技術士の死亡等により証明を得ることができない場合には、その理由を「証明を得ることができない場合の理由」の欄に、事実の確認ができるよう具体的に記述して下さい。



## 7. 審査基準

審査過程における公平性、透明性等を確保するため、以下のような審査基準表に基づき、審査を実施します。

認定の審査にあたっては、実務経験証明書の記載内容のみで審査を行っております。業務の内容の欄の記載に当たっては、**当該部門の実務経験であること、技術的内容を含む実務経験であること**等が明確に判断できるよう、具体的かつ詳細に記載してください。

技術管理者の要件として**技術士と同程度の知識及び技術を有するもの**であることが求められるため、以下のような実務経験については、**申請された実務経験年数から低減して評価または実務経験年数としての評価の対象外**とします。（※下表参考）

認定要件として必要とされる実務経験年数に達するよう**余裕をもって**、実務経験証明書を作成してください。

- ・ **他の部門の業務**（積算のみの業務は施工計画、施工設備及び積算部門の業務とみなされます。）や**建設コンサルタント業務以外の業務**（測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務等）の場合。
- ・ **単純な作業**（単なる観測値の取得などの調査、設計を伴わない現況図面の作成及び対象とする施設・構造物の規模が著しく小さい業務等）、**事務的な業務**（申請書類等の作成）等の**技術的内容を含まない場合**。
- ・ **軽微な業務**（対象とする施設・構造物の規模が小さい業務等）、**検討・解析等を要しない調査のみ等、高度な技術的内容を含まない場合**。
- ・ 「業務の内容」欄の記載の不足、抽象的な記載等により、**技術的な観点からの評価が困難な場合**。
- ・ 業務の規模や契約金額と比較して実務経験年数が長く、その期間の全てを専らその業務に従事していたとは考えにくい場合。
- ・ 1行の実務経験年数が1年を超過、または1ヶ月未満の場合。
- ・ 1行に複数の実務経験をまとめて記載している場合。  
（※特に直営業務等においては、1行につき1つの実務経験を記載するよう注意し、**1行に複数の実務経験をまとめて記載しないでください**。）

審査基準表

審査項目	評価※	具体的な審査事項
A) 当該部門の実務経験かどうか	×	<p>・ <u>他部門の実務経験と判断される場合、また当該部門の実務経験と判断することが困難な場合、評価しない</u></p> <p>なお、積算のみの業務については、「施工計画、施工設備及び積算部門」の業務とみなすものとする。</p>
	×	<p>・ 測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務など <u>建設コンサルタント業務以外の業務の場合、評価しない</u></p>
B) 高度な技術的内容を含むかどうか	×	<p>・ <u>単純な作業、補助的な作業、事務的な業務の場合、評価しない</u></p> <p>(例) 水位計測など観測業務 設計を伴わない図面の作成等 資料やデータの収集・整理 行政等へ提出する申請書類の作成</p>
	×～△	<p>・ <u>業務の対象の施設・構造物等の規模が小さい場合や検討・解析を要しない調査のみ等の場合、業務の内容に応じ、評価しない、または低減して評価する</u></p> <p>(例)</p> <p>[河川、砂防及び海岸・海洋部門] 普通河川 (△) 河川に係る施設・砂防施設・海岸保全施設・海岸構造物における施設の一部のみの設計・施工管理 (×)</p> <p>[港湾及び空港部門] 浚渫・埋立等における工事の施工のみ (×)</p> <p>[道路部門] 1車線相当の道路 (△) 工場内道路、農道、林道、鉄道の側道、自然歩道、公園内道路、空港誘導路、臨港道路、団地内道路 (△) 簡易な道路構造物 (△)</p> <p>[上水道及び工業用水道部門] 公園、事業所、遊園地内の水道の計画・設計・施工管理 (×)</p> <p>[下水道部門] 工場、公園、ゴルフ場の排水、団地内排水、工場の排水処理 (×)</p>

		<p>[水産土木部門] 漁港整備における工事の施工のみ浚渫・埋立計画における工事の施工のみ (×)</p> <p>[造園部門] 小規模な個人庭園の計画・調査・設計・施工・維持管理 (×) 門扉や駐車場等の構造物が中心の外構工事の設計・施工・維持管理 (×) 除草、樹木伐採のみの作業・維持管理 (×)</p> <p>[都市計画及び地方計画部門] 小規模な宅地開発計画の策定 (△) 小規模な公園設計 (△)</p> <p>[土質及び基礎部門] 単なるボーリング調査、単純な試験のみの調査 (×)</p> <p>[鋼構造及びコンクリート部門] 検討・解析を要しない重力式・もたれ式等の簡易な擁壁の設計 (△)</p> <p>[施工計画、施工設備及び積算部門] 品質管理、出来高管理のみ (×)</p>
C) 記載内容の具体性	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務の内容」欄の<b>記載内容が不足している場合</b>（例えば、業務の諸元や立場の記載がない）、または<b>記載内容が抽象的である場合</b>など、<b>技術的な観点からの評価ができない場合、評価しない</b></li> </ul>
D) 専ら従事した業務かどうか	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>業務の規模や契約金額と比較して実務経験年数が長く、その期間の全てを専らその業務に従事していたとは考えにくい場合、低減して評価する</b></li> </ul>
E) 記載不備等	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>一つの業務（1行）の実務経験年数が1年を超過している場合、または1ヶ月未満の場合評価しない</b> (特に公務員・団体職員の経歴を申請される方)</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1行に<b>複数の実務経験をまとめて記載している場合、評価しない</b> (特に公務員・団体職員の経歴を申請される方)</li> </ul>

※「×」：評価しない、「△」：低減して評価（申請された実務経験年数を半減して評価）

## 8. 申請書類の提出先・問い合わせ先

### (1) 申請書類の提出先

申請書類については、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等（以下表）にご提出ください。

表 申請書類の提出先

部課名	所在地	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 011(709)2311	北海道
東北地方整備局 建政部 建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022(225)2171	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048(601)3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 025(280)8880	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052(953)8572	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 06(6942)1141	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082(221)9231	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 087(851)8061	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局 建政部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 092(471)6331	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098(866)0031	沖縄県

### (2) 問い合わせ先

#### 1) 「申請手続き」に関する問い合わせ

「申請手続き」に関する問い合わせについては、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等（上記表）にお問い合わせください。

#### 2) 「別添4：実務経験証明書」に関する問い合わせ

「別添4：実務経験証明書」に関する問い合わせについては、以下の担当者までお問い合わせください。

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課  
専門工事業・建設関連業振興室 建設振興係 TEL：03(5253)8282（直通）